

(写)

平成30年9月25日

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県計量器・測定器・分析機器
・試験機、医療用機械器具・医療
用品、光学機械器具・レンズ、電
子部品・デバイス・電子回路、電
気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品、眼鏡製造業
最低賃金専門部会

部会長 福田 典子

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼
鏡製造業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、平成30年8月17日長野地方最低賃金審議会において
付託された標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別
紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、
平成30年9月25日長野労働局長に答申したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

福田 典子

島村 暁代

上野 隆幸

労働者代表委員

山口 正巳

堀内 敬士

高橋 昌彦

使用者代表委員

水本 正俊

井出 康弘

小林 健一

別紙

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業（枠を含む。）
- (9) (1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (10) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具
を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の
業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間872円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成30年11月27日（指定日発効）